平成２３年（フ）第２５７号
水戸市平須町1822番地の３　市営平須町住宅４棟３Ｆ３号
債務者　関根　　恵
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２６１号
茨城県水戸市酒門町3042番地
債務者　徳田　吉弘
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２６２号
茨城県水戸市千波町1661番地の４クレールメゾン桜110号
債務者　伊藤　和江
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２６８号
茨城県ひたちなか市外野１丁目25番３号ヴィレッジハウス３号
債務者　潮田あゆみ（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９９号
埼玉県入間市豊岡２丁目３番１号、前住所埼玉県入間市向陽台１丁目１番地17　駅前プラザ15―301
債務者　玉村　佳代
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２９６号
埼玉県川越市大字鯨井新田49番地５　グリーンハウス鶴ヶ島103号室
債務者　荒川　誠一
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３０５号
埼玉県所沢市大字上安松736番地の11
債務者　長島　直子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３２４号
埼玉県入間市牛沢町11番20号
債務者　原　　和永
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１３号
千葉県佐倉市表町１丁目３番地13
債務者　芦田　明美
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１２７号
千葉県成田市吾妻２丁目２番地２　20棟203号
債務者　小島　宏光
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１３７号
千葉県八街市八街に138番地186　サニーハイツＢ103号
債務者　谷古宇廣子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１３８号
千葉県八街市八街に138番地186　サニーハイツＢ103号
債務者　谷古宇　明
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３７号
新潟県阿賀野市外城町１番５号
債務者　伊藤　孝一
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１３８号
静岡県伊豆の国市寺家205番地の１　つかさプレイス303号
債務者　池上　志津
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
静岡県駿東郡長泉町中土狩886番地の２
債務者　石原　　正
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９６号
名古屋市南区観音町４丁目38番地　廣瀬マンション道徳301号
債務者　津城　伸一
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１９２号
名古屋市南区楠町31番地　ライオンズマンション桜台103号
債務者　加藤　周子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部